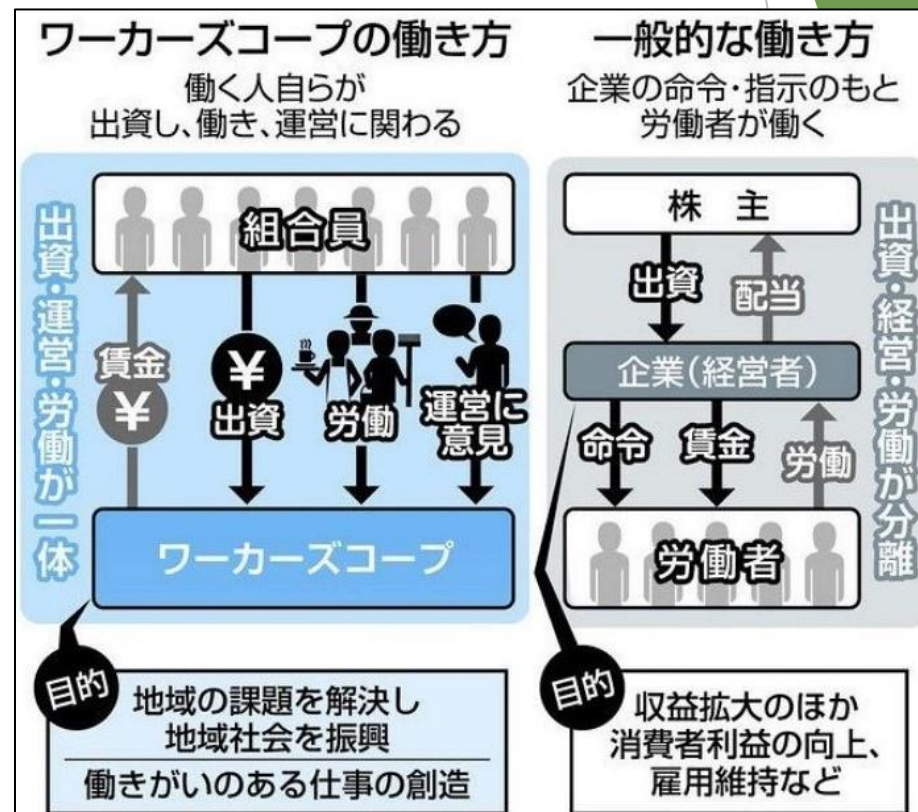


2021年1月21日社会的企業研究会・協同労働部会 「労働者協同組合法」をどう生かすのか



日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

専務理事 田嶋康利

1. 協同労働と労働者協同組合の事例

■ 日本で「協同労働」で働く人々と組織

① 日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

失業当事者の就労創出の運動から出発（40年の歴史、1万6千人が就労、350億円）。

② ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン（WNJ）

生活クラブ生協などの生協運動から女性たちの社会貢献の事業として出発（全国に500団体、125億円）。

③ 障害のある人びとの就労創出に取り組む団体

NPO法人共同連（わけない、切らない、共に働くを掲げ社会的協同組合をめざしている）、浦河べてるの家（北海道浦河町にある当事者団体、当事者研究を実施）など。



④農村女性起業（農村女性ワーカーズ）

農産物の加工、直売所、レストラン等（個人・団体で9,497起業（個人5,178、団体4,319、うち法人が1,554、2016年度農水省調べ））。

⑤住民出資による「協同売店」の起業

市町村合併に伴うJA店舗の撤退した跡地に、地域住民が出資して起業（西日本・九州に多い）。ガソリンスタンドや食材、日用品などを販売。当番制を用いて運営をしているところも。

※実態として、およそ10万人の就労、40年の歴史1,000億の事業規模があると言われています。協同労働の法制化の根拠となる社会的存在。



労働者協同組合連合会・センター事業団（札幌市） 篠路まちづくりテラス和気藍々



札幌市「篠路コミュニティセンター」（指定管理者施設）で就労する組合員が地域と協力して、2017年に商店のない地域に立ち上げたコミュニティカフェ。地元の製粉工場の粉を使った手打ちうどんやスイーツなどを提供。

2018年から、札幌市の独自制度「障がい者協働事業所」に選定され事業開始。障害のある人が8人、障害のない人も14人全員が出資して、ワーカーズコープの組合員となり、話し合いを重ねながら運営。

「精神疾患とともに生きる会」「統合失調症を語る会」「うっせいくソババア思春期の会」「子どもの発達に不安のあるOK 親の会」「絶滅危惧種専業主婦の会」など、障害も困りごととも地域に発信して語り合うイベントを毎日開催。

労働者協同組合連合会・センター事業団（東京都豊島区） 豊島地域福祉事業所自立支援センターまめの樹



2004年、中野養護学校からの要請に応じて、清掃の事業所の組合員が、生徒と保護者、教員が受講するヘルパー2級講座を学校で開講。

卒後の働く場所を模索するなかで東京都の職業訓練講座や居場所づくりに

取り組み、自立支援センターまめの樹を2007年立ち上げ、豊島区内の公園清掃（16カ所）、清掃用具などの受発注、製造・加工。2010年カフェまめの樹を立ち上げ、子ども食堂や埼玉県川越で畑仕事も。障害のある人もない人も対等の関係で話し合っている。今後、グループホーム立ち上げに向かう準備を開始。

清掃道具の受発注、製造・加工

要町事務所

ワーカーズコープの
全国の清掃現場から
清掃資材を受注

清掃資材の梱包・発送

クリーンキラーエース
次亜塩素酸水溶液）
の製造販売

清掃道具の製造、加工



労働者協同組合連合会の事例（兵庫県尼崎市） はんしんワーカーズコープの商店街との連携



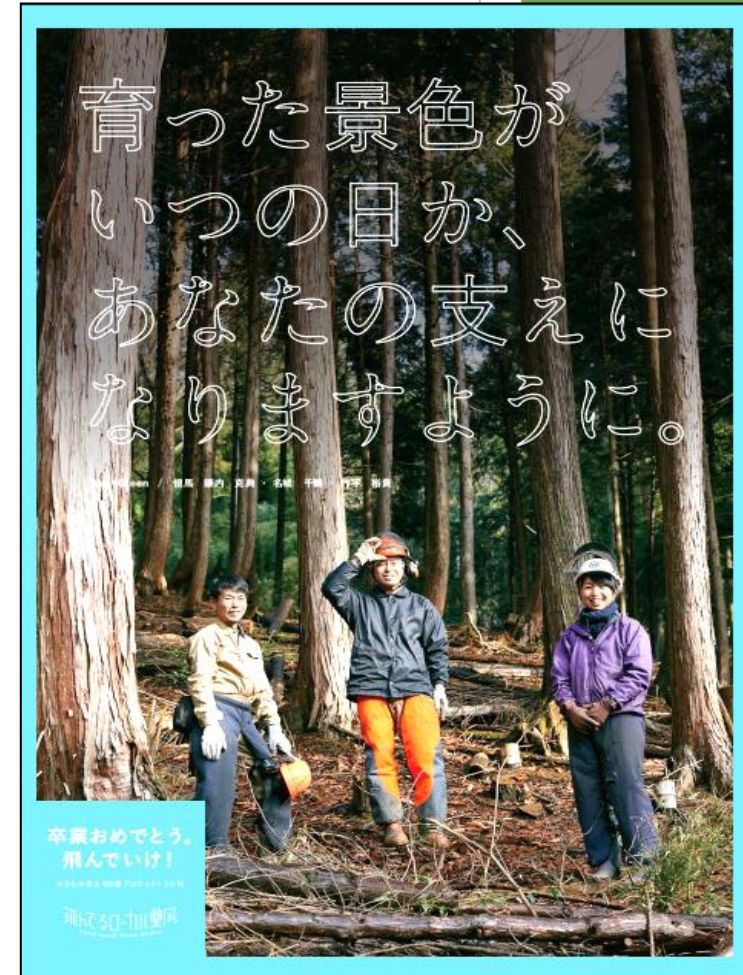
2014年に緑化事業・介護を中心に立上げた、はんしんワーカーズコープ。阪神尼崎の三和商店街の中に事務所を構え、地域共創Lab.を開設。地域の子もたちとゴミ拾いや、障害のある児童の居場所づくりなどの商店街活性化、生活困窮者の就労支援などに取り組む。



労働者協同組合連合会・センター事業団の事例（兵庫県豊岡市） 但馬地域福祉事業所Next Green但馬

公共職業訓練（自然エネルギーコース）を受講したメンバーが中心となって、自伐型林業チームNext Green 但馬を2013年に立ち上げ。派遣労働や非正規労働を経験した若者、都会から田舎暮らしを希望しIターンを利用していた者、2年前は若者サポートステーションの利用者だった人。そして小さな子どもを抱えながらも林業の仕事に燃える女性を含めた若者たち5人。

バイオディーゼル燃料製造や養蜂などを山の百業を実践。子ども向けの木工品づくりや、竹を使った子どもの遊び場づくり、また「もりの幼稚園」づくりに向けた準備を開始している。



豊岡市の「わかもの巣立ち
応援プロジェクト」

■世界における労働者協同組合で働く人々

世界では1,115万人が労働者協同組合（社会的協同組合なども含む）に参加し、その活動は多岐にわたる。

欧州の労働者協同組合グループのデータによれば、欧州15カ国で130万人の労働者を雇用する、5万の企業が存在。工業・手工業、サービス業、建設、社会サービス、文化教育などの領域。

韓国では、2012年協同組合基本法により、2018年度までに新たに1万の協同組合が誕生し、法に基づき協同組合連合会を設立、2万9861人の雇用を創出。そのうち4%が労働者協同組合。

欧米では、廃業した企業の再建にあたって、従業員が主体となり、国や自治体の支援を受けながら労働者協同組合への転換が政策化（マイケル・ムーア監督の映画「キャピタリズム」の中にその事例が取り上げられている）。

また、ウォール街を占拠した若者たちの中には「デジタルー辺倒ではなく、地に足の着いた素朴な仕事で生計を立てるための協同組合」を志向する者も出ている（ネイサン・シュナイダー著「ネクスト・シェア」2020年8月）。

廃業を継業に転換を促す制度・政策としてイタリアのマルコーラ法（1985）やフランスの社会的連帯経済法（2014）、アメリカのメインストリート従業員所有法（2018年）のワーカーズ・バイ・アウト（労働者による企業買収）などがある。

2. 労働者協同組合法への各界からの期待

■法制化への期待ー「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」座長の田村憲久衆議院議員（現厚生労働大臣）

「労働者協同組合法ができれば、社会がどう変わるか楽しみです。その効力はワーカーズコープの皆さんのところにとどまらず、いろんなところ、いろんな人たちが、こういう形態で働き出す、事業を始める。企業でも、働いている人たちの意識が変わる。みんなで話し合い、一人ひとりの意見を大切にし、地域を大事にしようとする流れが始まると思います。この法律が社会に広がっていくことによって、社会がどう変わっていくか。とても楽しみです」。

「協同労働というあり方は、本質的にすばらしい理想の働き方だ、めざすべき社会をつくるものなんだ、というのがみんなの共通認識になってきたと思います。この法は一つのツールです、市民がこれを使って、今あるいろんな問題を解決していく。それは、まちづくりそのものになっていきます。市民はすごい道具を手に入れることになります」。

3

総合 電子版

2020年(令和2年)10月28日(水曜日)

地域に生きがい

高齢福祉も自ら

協同労働

【各党に聞く】

担った公明党の榎屋敬悟衆院議員に聞いた。

(聞き手・坂田奈央)

「労働者協同組合はなぜ必要か。」

「若いも若きも皆、地域で生きがいを持って活躍しやすくなる。すでにNPO法人や企業組合などが地域で活躍しているが、地域にもっといろんな仕組み、ピークル(乗り物)があったいい。今後はさらに高齢者数が増え、支える現役世代が減っていく。(第二次ベビーブーム世代が六十五歳以上となる)二〇四〇年の地域福祉を考えたときに、すべて公共が担うのでは

公明・榎屋敬悟議員



なく、自分たちが地域課題に思いをはせ、自ら出資し、事業を起し、地域で働くという「協同労働」の動きがいつぱい出てくるのではないか。こういう組織のあり方はとても大事で、法制化が必要だ」

―全党・全会派が一致。とりまとめに尽力した。

「超党派議連と並行し、一七年に自公政権の政策責任者会議の下にWTを置いた。WTの会合は十数回を重ね、民間団体とも何度も議論し、ここまでこぎつけた。さまざまな意見があったが「一億総活躍社会」や「地方創生」が言われる時代に、必

ますや・けい」 1951年、山口県生まれ。山口県庁を経て、93年衆院選(旧山口2区)で初当選し、現在8期目。衆院比例代表中国ブロック。公明党中央幹事会会長代理。

要性が大きいという共通の認識があった」

―今後の展望は。

「議員立法として国会でできると審議し、必ず成立させたい。法施行までの二年間は、地域社会で市民権を得られるよう、制度を定着させる取り組みを行う。NPO法人や企業組合から労働者協同組合に変更した組織が、従来担っていた指定管理者制度の対象から外されることがあってはいけない。自治体等に理解を求めたい。成立後は超党派で「ワーカーズ議員連盟」を作りたいたいと思っている」

(随時掲載します)



協同労働 企業などに雇われて働く雇用労働ではなく、働く人が出資して自らやりがいのある仕事を創り、運営も話し合いで決める働き方。多様な就労機会を創出し、介護、子育て、街づくりなど地域の需要に応じて事業が立ち上がる効果が期待される。「日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会」や「ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン」が法制化に尽力してきた。労働者協同組合法案は「出資・労働・運営」の三原則を基本原理とする「労働者協同組合」について規定。

■ やりがいい創る働き方 「協同労働」 東京新聞2020年10月11日

出資 + 労働 + 運営 = ワークスコープ

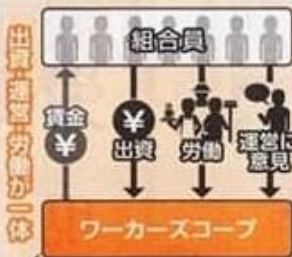
労働者協同組合法案のポイント

- ▽組合員が自ら出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、自ら働くことを基本原理とする「労働者協同組合」を規定。多様な就労の機会を創出し、地域の需要に応じた事業を促進
- ▽組合は営利を目的に事業を行ってはいらない
- ▽組合の設立は準則主義（官庁の認可は不要）。3人以上の発起人を要する
- ▽組合は組合員と労働契約を締結しなければならない
- ▽事業制限はない。ただし労働者派遣事業を行うことはできない
- ▽一部を除き、公布後2年以内に施行
- ▽現存する企業組合またはNPO法人は、施行後3年以内に総会の議決を経て組織を変更し、組合になることができる

臨時国会で法案成立へ

ワークスコープの働き方

働く人自らが
出資し、働き、運営に関わる



目的
地域の課題を解決し
地域社会を振興
働きがいのある仕事の創造

一般的な働き方

企業の命令・指示のもと
労働者が働く



目的
収益拡大のほか
消費者利益の向上、
雇用維持など

協同労働

やりがい創る働き方

働く人が自ら出資し、運営にも携わる「ワークスコープ（協同労働）」という新たな働き方が実現しようとしている。協同労働を可能にする法案が、二十六日召集の臨時国会で成立する見通しだ。新型コロナウイルスの影響で廃業や雇止めも相次ぐ中、労働者が自ら仕事を創り、生き生きと働ける新たな選択肢として注目されつつある。

（坂田奈央、石川智規） 取り組み30年目の面

「協同労働」の考え方は、現失職する恐怖や疎外感にも代わって働く人たちの意欲や能力に見合った就労の機会を与えられ、社会の要望に合った、やりがいを感じられる仕事を住民が自ら創り、主体的に働ける仕組みとして、協同労働が考え出された。

協同労働を担う組織「労働者協同組合」を設立するための規則を定めた労働者協同組合法案が、与野党全議員・全会派の賛同による議員立法として、先の通常国会に提出された。臨時国会で審議されれば、全会一致で成立する見通しだ。

法案は、労働者協同組合は①組合員が出資②組合員の意見を反映③組合員が組合の事業に従事④という三原則に基づいて運営されることを規定。労働契約も締結するとし、最低賃金などが守られるようにした。

これに似た組織として、労働者自らが出資・運営する企業組合や、NPO法人があるが、労働者協同組合は、それらに比べてさまざまな面で有利に設計されている。

企業組合を設立するには、都道府県知事の認可が必要だが、労働者協同組合は認可が不要。NPO法人は組合員による出資が認められず、手がける事業も福祉、観光振興など二十分野に限られているが、労働者協同組合は、組合員が出資して運営に参加することで労働条件などを自ら決められる。労働者派遣事業以外、どんな業種の仕事もできる。

関係者がまず念頭に置くのは、地域の需要があるのに担い手がいない事業への参入だ。①後継者不在で廃業を考えている中小企業の仕事を、従業員が労働者協同組合を設立して引き継ぐ。②訪問介護や学童保育を、意欲のある人たちが労働者協同組合を立ち上げて担う。などのケースが想定される。

ワークスコープの法制化に取り組んできた日本労働者協同組合連合会（東京都）の古村伸理理事長は「地域に必要な事業に関わり、そこで暮らすための担い手を増やしていきたい」と話している。

全会派で議員立法 国会が社会を変える

【解説】労働者協同組合法案を制定する動きは、一九九〇年代にスタート。推進団体の要望を受けて、与野党が長い年月をかけて検討を重ね、全会派が一致して議員立法を成立させるまで三き着けた。立法府が役割を果たした意味は大きい。

国会議員は、政府が国会に提出した法案を審議するだけでなく、自ら立案した議員立法を提出し成立させることができる。官僚と違って選挙で選ばれ、国民に近い位置にいる国会議員に課せられた大切な役割だ。

しかし実態には、国会で成立する法案は政府提出法案が中心。昨年一年間に成立したのは政府提出法案七十一本に対し、議員立法は二十三本だった。限られた会期中で、政府提出法案の審議が優先されがちなどがあるが、協同労働法案では、格差社会で働く環境に置かれてきた労働者のために、与野党が立場を超えて協力、百二十七条からなる法案を完成させた。国会関係者は、百条を超える規模の法案が議員立法で成立すること自体珍しいと指摘する。

政府の目的が行き届かない分野は多い。小さな声に耳をすませ、より良い社会をつくるために、国民生活に資する法案を国会議員自ら立案することは、立法府本来のあり方だ。新型コロナウイルスで多くの国民が健康や仕事を脅かされている今、特に、できることはたくさんあるはずだ。

「1面から大展開した『ワークスコープ』。いきなり大きなねりとはならないかもしれませんが、働く人が自ら仕事を創り、生き生きと働ける社会は一つの理想です。5面『時代を読む』で哲学者の内山節さんが指摘する『知の支配が生んだ格差』を切り崩す一手かもしれません」（東京新聞2020年10月11日「編集日誌」）。

■労協法制化 多様な働く場 創出に期待

読売新聞2020年9月10日



編集委員
伊藤剛寛

地域の課題に対応する新しい働き方の仕組み「労働者協同組合」（労協）の法制化に向けた動きが進んでいる。20年以上の運動を経て、6月に「労働者協同組合法案」が、超党派の議員により衆院に提出された。継続審議となっている。

労協は、農協や漁協、生協とい

った協同組合の一種。既存の協同組合と違い、事業内容は組合が幅広く決めていくことができる。介護や子育て支援、街おこし、若者・困窮者支援など、地域が必要とする様々な仕事が可能だ。

組合員が出資し、話し合いに基づき運営し、働く。事業の剰余金は、働いた時間や内容などによって配分するが、営利を目的とせず、出資配当は認められない。また、組合員の教育などにお金を積み立てなければならない。原則5人以

上で設立できるため、課題に機動的に対応できる。議決権は出資額にかかわらず1人1票。

西欧などでは同様の仕組みが法制化されている。日本では40年ほど前から「ワーカーズコープ」「ワーカーズコレクティブ」といった名称で介護や育児支援事業などが行われているが、根拠法がなかった。地域の課題解決や多様な働き方への関心から、超党派の議員により法制化が具体化した。

現状は、NPO法人や任意団体

などとして活動している。しかしNPO法人は、出資が認められず、会費や寄付が頼りだ。労協は、組合員が出資して自ら働くことで、財政上の安定が図れ、仕事に積極的に関わることにつながる。

「ワーカーズコープ」などで働くのは約2万5000人と推計される。法制化されれば、NPO法人などが労協に移行するほか、新設も見込まれる。「日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会」（東京）の古村伸宏理事長は「早期の成立を望む。若者らにも参加してもらい、新しい事業分野も作ってほしい」と話す。

明治大の大高研道教授（協同組合学）は「組合員が出資金を出し

◆労働者協同組合法案のポイント

- ・多様な就労機会を創出し、地域の需要に応じた事業を行い、持続可能で活力ある地域社会を実現することを目的とする
- ・組合員が出資をし、意見を反映した事業に従事する
- ・組合は、組合員と労働契約を結ぶ
- ・出資配当は認めない
- ・法律の要件にのっとっていれば法人格が与えられる（準則主義）

◆労協・NPO法人・株式会社の比較

	労協	NPO法人	株式会社
出資	○	×	○
設立	準則主義	認証主義 （書面による審査）	準則主義
営利/非営利	非営利	非営利	営利

合う相互互助が協同組合事業の特徴のひとつ。それは民主的経営の基盤ともなる」と指摘する。ただし、資金調達や経営面の支援も必要となる。信用金庫などの協同組合系金融機関や自治体の役割が重要という。「孤立や分断が進む社会で、働く者同士だけでなく、利用者や地域とも協働する労働者協同組合は、人間らしい働き方や健全な社会の実現に向けた新たな可能性を切り開く」と期待する。

株式会社やNPO法人などに加え、課題解決や働き方の選択肢が増えることになるが、一般にはまだ知られていない。関わる人を増やしていくには、社会に知らってもらう取り組みが必要だ。

「孤立や分断が進む社会で、働く者同士だけでなく、利用者や地域とも協働する労働者協同組合は、人間らしい働き方や健全な社会の実現に向けた可能性切り拓く」と期待する
（明治大学・大高研道教授）

法制化への期待

西日本新聞2020年6月22日

新型コロナウイルスの影響で、世界の社会経済システムが大きく揺らぎ、ポスト資本主義の議論が盛んだ。世界経済フォーラムのクラウス・シュワブ会長は、来年のダボス会議のテーマに、「グレート・リセット」を掲げた。

リーマン・ショック後に、社会学者のリチャード・フロリダが書いた本のタイトルも「グレート・リセット」だった。フロリダは、創造力に富んだ人材の移動を促す都市の魅力こそが、新しい経済を生み出すと唱えた。

今、私たちが直視すべきリセットは、市場主義経済への依存からの脱却ではないか。シュワブ会長は、持続可能でかつレジリエンス(回復力)

何をリセットするか

生活を支え合う

の高い未来を築くために、医療や教育といった社会サービスを充実させ、人々の幸福を中心とした経済への立て直しが必要だ、と主張する。

経済学者のカール・ポラン二によれば、経済過程には、①市場における交換の政府による再分配③相互扶助の互助④という三つの類型がある。持続可能な社会には、この三つのバランスが重要だと考える。市場交換だけでは格差が生まれやすく、政府の再分配政策にも限界がある。

持続可能な社会をめざす相手が選べるし、価格が安いから、ネットスーパーは配達日時が選べるし、価格が安いこ

互扶助の仕組みの一つに、協同組合方式がある。組合員が協同で出資し、経営し、働き、利用するという経済活動だ。中でも、生活に直結する協同組合は、コロナ危機の中で注目されている。

外出自粛を余儀なくされた期間中、感染不安や自宅を過ごす時間が長くなったことで、食料品や日用品の宅配の需要が大きく伸びた。その需要を取り込んだ一つは、各地の協同組合だ。

宅配が便利というだけでなく、ネットスーパーは配達日時が選べるし、価格が安いこ

提論

明日へ



まつだ みゆきさん 福岡県福岡市副市長

1958年、津市生まれ。三重大学教育学部卒、米イリノイ大経営学修士(MBA)。2017年12月から現職。福岡県男女共同参画センター「あすばる」の前センター長。内閣府男女共同参画会議議員、経済産業省産業構造審議会臨時委員。

経済へ

とも多い。一方、協同組合は、取扱商品の安全性や環境への配慮に厳しい基準が設けられており、持続可能性を追求するシステムに利用者が参加できる仕組みともなる。

カタログで事前注文することで、生産者に負荷がかからず無駄が避けられることや、購入した食品の容器やカタログ紙の高回収率など小さなこととの積み重ねが、循環型経済の輪をつないでいく。

事業領域は、宅配にとどまらず、訪問介護をはじめとする高齢者や障害者の福祉サービス、子育てサポートなど、

地域福祉の担い手としての活動にも広がっている。

◆ ◆ ◆

福岡県福岡市では、地産地消など循環・共生する地域社会・地域経済の構築を進める一方、災害時を視野に、スーパーマーケットなど物資の供給協定を結んでいる。中でも、生活協同組合との協定では、食料品や生活物資に加えて、被災者への衣類の提供や、ボランティアなどの人的な支援も含まれている。

当該協同組合の理事長は、「協定がなくても支援に駆けつけるが協定があることで、防災訓練や防災計画の策定段階から関われる」と語る。4月下旬、生活が困窮している子育て家庭に食品を配布する

事業を実施した際は、食品提供だけでなく、組合員の方々が現場に足を運んでくださり、課題を共有したいという思いが伝わった。

多重債務や生活困窮の方への相談や就労支援、生活資金の貸し付けなど生活再生事業を行い、誰一人取り残さないための社会サービスを標榜している協同組合もある。

通常国会の終盤に、「協同で出資し、経営し、働く」という働き方の実現を目指す労働者協同組合法案が議員立法で提案された。次の国会で活発な審議が行われ、「持続可能で活力ある地域社会」のための「相互扶助の経済活動」への関心と理解が社会に広がることが期待したい。

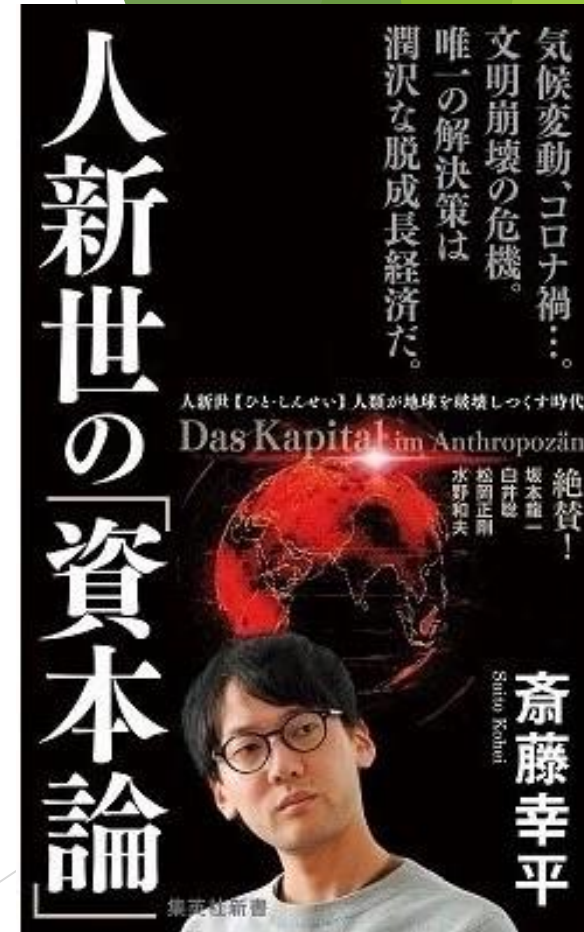
福津市の松田副市長。「通常国会の終盤に、労働者協同組合法案が議員立法で提案された。

『持続可能で活力ある社会』のための『相互扶助の経済活動』への関心と理解が広がることを期待したい。

■ 斎藤浩平「人新世の『資本論』」、集英社新書、2020年9月)

「（ワーカーズ・コープの）力点は『自分らしく働くこと』だ。ワーカーズ・コープでは職業訓練と事業運営を通じて、地域社会へ還元していく『社会連帯経済』の促進を目指す。労働を通じて、地域の長期的な繁栄に重きを置いた投資を計画するのである。これは、生産領域そのものを<コモン>（社会の共有財産）にすることで、経済を民主化する試みにほかならない。ワーカーズ・コープは世界中に広がっている。日本でも、介護、保育、林業、農業、清掃などの分野でワーカーズ・コープの活動は40年近く続いている。その規模は15000人以上だ」。

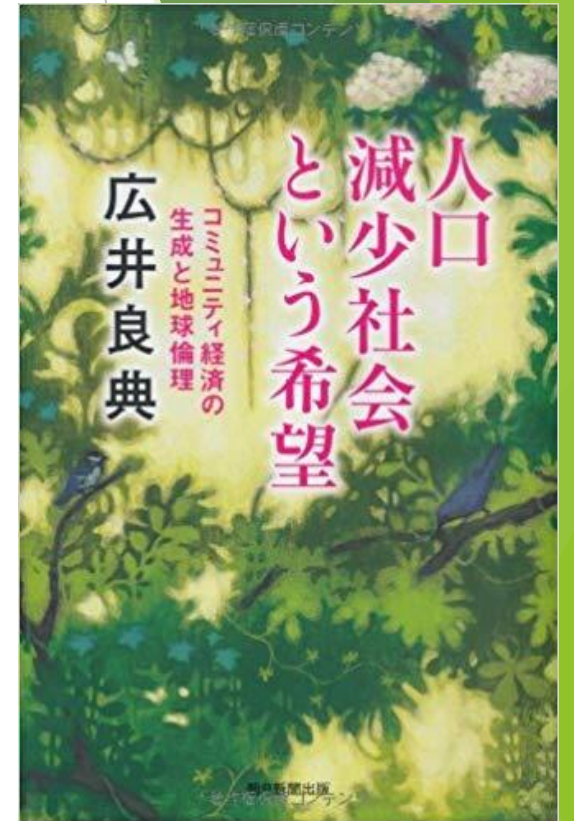
「労働者協同組合（とその法制化）は、このコモンを制度化するものの一つであろう」。



■ 広井良典著「人口減少社会という希望－コミュニティ経済の生成と地球倫理」、朝日新聞出版、2013年4月)

「『成長・拡大』を至上目的とする資本主義が根本的な臨界点に至っている。…従来型の市場経済が飽和する『定常型社会』ないし定常経済への移行ということだが、ここで大きく浮上するのが『コミュニティ経済』と呼ぶべき新しい質の経済であり、同時にそれは、“株式会社の時代”に代わる、新たな『組織』の生成を要請する」。

「最近様々な形で注目され、多様な分野で発展しているワーカーズコープ（働く者自らが出資し協同して事業を営む形態）などの協同組合はそうした象徴的な例と言える」。



3. 労働者協同組合の新たな立ち上げ

■新しい労働者協同組合の立ち上げ 長野県信濃町の「ライフワークレインボー」

長野県信濃町で障害など困難のある子どもを抱える人が、不登校などの青少年の居場所支援、母親や家族の相談支援、私設図書室を併設している居場所を運営。

その実績から、同じ障害のある孫を持つ人が、共生型の新築アパート「虹の家」を建て、入居者支援をその方に任せることになり、現在6人（定員9人）の入居者の生活を支援。

労協ながの、センター事業団、労協連などの支援を受け、これまでのボランティア団体の運営ではなく、ワーカーズコープの立ち上げをめざして、地域の人々と立ち上げ準備会を発足。労協法の活用をめざして、2019年12月にNPO法人を取得し、ナチュラルハウスクリーニングや薬草の栽培などに取り組んでいる。今後、放課後等デイサービスの立ち上げを進める予定。

■新しいワーカーズコープの立ち上げ 大阪西成の野宿者支援団体NPO法人「釜ヶ崎支援機構」 と連携して事業所を立ち上げ

釜ヶ崎支援機構（野宿者に対する生活・就労支援団体）からワーカーズコープの立ち上げに対する要請を受け、2018年4月より、ワーカーズコープから1人組合員を出向し、連携した取り組みを進めている。

現在、「いきいき清掃講座」などの事業提携が進み、釜ヶ崎の当事者がワーカーズコープの組合員となって事業所での就労へと結んだり、社会連帯活動としてコーヒー焙煎などの活動が生まれている。

協同労働の理解を広げる学習会やフォーラムを開催しており、西成の地域に、障害者総合支援制度の就労継続支援B型事業所を柱にしたワーカーズコープの事業所立ち上げの準備を進めている。

■労働者協同組合への転換を模索－医療社団法人きょうどう

労働者協同組合への転換－「労働者協同組合きょうどう」を10年以上前から構想・模索され、首都圏に4カ所開業（17人のスタッフ、2人の顧問、1人の監事）。

「医療法人社団きょうどうの最初の歯科事業所である『きょうどう歯科（代々木）』は今年4月で開設から10年を経過しました。・・・私たちは『労働者協同組合きょうどう（仮称）』への移行をめざしていましたが、いよいよ現実のものとなる時が来たということです。しかしながら、法案成立後、法整備され実行に移されるまでには1～3年を要すると言われています。今から準備に取り掛かり、持続可能な歯科事業所作りと労働者協同組合『きょうどう』を立ち上げ、『働く仲間のきょうどうの家』へ移行するための計画を進めていきます」（2020年度事業計画）。

4. 労働者協同労働法を、就労創出と 地域づくりに生かす政策を

■埼玉県議会での県知事答弁（12月8日に行われた、辻浩司県会議員の質問と県知事の答弁の内容）

◎辻浩司議員

「労働者協同組合」を広げ、多様な人たちが働く場づくりを。

現代日本において、働くというと、企業などに雇われて働くという働き方を思い浮かべる人が多いと思います。雇用されると、どうしても経営者の意向が強くなります。高齢者や出産育児次世代の女性や障害者など、働く上でさまざまな配慮が必要な人たちはどうしても、そういった労働の場からはじき出される傾向があります。これに対して、働く人たちが自らが出資という形でお金を出し合って、協同組合を作り、働く人たちが自身が経営をすることを基本原理とする、労働者協同組合という考え方があります。

日本においては、ワーカーズコープや、ワーカーズ・コレクティブと呼ばれる事業体がこの理念のもとに数多く活動しており、福祉や子育て支援、若者の支援、地域の居場所づくりや見守りなど、営利企業が手を出しにくい地域にとっては必要なサービスを提供しています。

しかしながら、この労働者協同組合は法律で定められた法人格ではなく、これらの事業体は便宜上、NPO法人や企業組合法人などの法人格を取得したり、人格なき社団として活動してきました。

この労働者協同組合を法制化しようと、1990年代から法制化を求める運動が始まり、さまざまな政局の波に左右されながらも、粘り強い運動が続けられました。そして今月4日の臨時国会において、ついに労働者協同組合法が全会一致で成立をしました。

現在のコロナ禍において、仕事を失う人も増えている中、新たな仕事おこしとして、この労働者協同組合が期待をされるところです。法律公布後、2年以内に施行されるとされておりますので県としては事業者への普及啓発や設立の相談など積極的に起業支援をしていただきたいと考えます。また、その内容が多岐に渡るため、担当部局の設置のみならず、横断的な協議会の設置なども必要と考えます。自治体職員対象の学習会なども必要と考えます。広島市では、労働者協同組合の設立を後押しする「協同労働」プラットフォーム事業を実施しています。私も以前、視察をしました。この事業によって地域住民による竹やぶの間伐整備や土砂災害被災地での食堂、地域のサロンなどの事業が支援を受けて展開していました。埼玉県として、新しい働き方である労働者協同組合をどのように推進していくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

◎大野元裕知事の答弁

先日、国会で成立をした労働者協同組合法は、労働者協同組合を設立し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的としています。

働く人自らが出資し、自らの意見を反映した事業に従事する労働者協同組合は、仕事と生活の調和をはかりながら、意欲と能力に応じて働くことができることから多様な就労の機会の創出につながります。

また、労働者協同組合は幅広い分野で事業が実現できることから、地域における多様な需要に応じた事業が行われることが期待され、地域貢献的な事業から地域における新しいベンチャーとして、活性化を作りあげていくことが期待されます。

私自身、国会議員時代に協同組合振興議員連盟の幹事として法制化に取り組んできたこともあり、当時の思いを考えれば、今は隔世の思いです。

県といたしましてはこのような新しい働き方となる労働者協同組合について、まずは、地域課題の解決に取り組む県民の皆様に説明会などを開催してしっかり周知を図って参ります。また、組合の設立に関する相談に対応するほか、庁内横断的な会議を立ち上げるとともに、市町村向けに研修会も実施して参ります。

広島市では主に、60歳以上の方々による協同労働の仕組みを活用した地域課題解決の事業に対してすでに、きめ細やかな支援を行っています。これらの先進事例についても情報を収集し、今後の県の支援策について検討します。

多くの労働者協同組合が設立され、その活動を広げ、地域課題解決の担い手から多様な役割を担える本来の労働者協同組合の役割が果たされるよう積極的に取り組んでまいります。

■新潟県労働者福祉協議会による県への2020年度政策・制度要請書に「労働者協同組合法案の取り扱い」

「労働者協同組合法とは、『労働者が自分らの理想のために、自分らで仲間を作って、お金を出し合って、自分らで物事を決めてやっていくものである』（与党協同労働法制化に関するワーキングチーム座長：田村憲久衆議院議員談話）とのことであり、長年の雇用従属ではなく主体的に働くことを目指してきた労働者の悲願でもありました。法案が成立すれば、『出資』、『意見反映』、『事業従事（労働）』を基本原理とし、『持続可能で活力ある地域社会の実現に資する』ことを目的とした新しい協同組合が誕生します。法案成立後は周知期間が2年間に規定される予定です。県としてこの法案が実効性あるものとなり、労働者の生活向上はもとより地方の活性化につながるよう制度内容の周知を含めてご尽力願いたい。かつて、NPO法の施行に際して新潟県が中間支援機関の設立に尽力された経験があります。労働者協同組合法の施行目前の今から、地域経済の低迷と就労機会の喪失から脱却するためにも、全政党会派が賛同する同法の施行に向けて、県民・関係機関への啓発・起業・就労等の中間支援システムの構築について検討されるよう要請します」。

県との協議、意見交換の場を働きかけていくことを確認。

■2020年9月14日、農水省農村振興局農村計画課との懇談

小田切徳美・明治大学教授から中山間地域における地域運営組織のあり方としてワーカーズコープに注目しているとの話を聞いた農村計画課の方が、映画「ワーカーズ被災地に起つ」を視聴され「農山村の社会の中で新たな法律をどう生かしていくか、農山村の視点からワーカーズコープを捉えるとどんな創発が起きるか、みんなで議論してみたい」との問題意識のもとで、懇談を行った。

「人口減少時代に、農山村地域で住民自らが地域課題を解決していく取り組みが必要との認識から農村政策検討会を開催している。また、市町村の体制が弱くなっており、テコ入れが必要との問題意識も持っている。①地域づくり人材の育成、②中山間地域等において複合的経営等の多様な農業経営の推進を通じた所得と雇用機会の確保などー半農半Xなどのライフスタイル、地域に関心ある関係人口、農業や農村への関心や関わりを段階的に深め、援農・就農につなげるための省庁横断的な支援策などがテーマ。この地域づくりの取り組みでワーカーズコープの仕組みが生かせるのではないかと考えている」。「皆さんの取り組みは、我々の考えていることと近い。地域をしっかりと守っていくのが大事だ。地域に誇りを持って、どう地域づくりをしていくのか課題。皆さんの話を伺って、ワーカーズコープの取り組みに可能性があると感じた。一緒に農山村の活性化に取り組んでいきましょう」と課長。

(参考) 労働者協同組合法 (令和2年法律第78号) の概要

法制化の背景

- 持続可能で活力ある地域社会を実現するため、
出資・意見反映・労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利の法人を、簡便に設立できる制度が必要。
- 現行法上、このような法人形態は存在しないため、新たな法人形態を法制化。

労働者協同組合法のポイント

労働者協同組合法(議員立法)が、第202回国会(臨時会)において、成立。

- 組合員は、加入に際し出資をし、組合の事業に従事する者とする。
- 出資配当は、認めない(非営利性)。剰余金の配当は、従事分量による。
- 組合は、組合員と労働契約を締結する(組合による労働法規の遵守)。
- このほか、定款、役員等(理事、監事・組合員監査会)、総会、行政庁による監督、企業組合又はNPO法人からの組織変更等に関する規定を設ける。



地域運営組織として活用されている主な法人格等の比較

- 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、多様な法人制度が活用されている。
- なお、今後、新たな法人格である労働者協同組合が地域運営組織として活用されることも想定される。

法人格	認可地縁団体	一般社団法人	NPO法人	認定NPO法人	農業協同組合	労働者協同組合	株式会社	合同会社	農事組合法人
営利の有無	非営利団体						営利団体		
目的事業	地域的な共同活動を行うこと（不動産等の保有（予定含む）が前提）	目的や事業に制約はない（公益・共益・収益事業も可）	特定非営利活動（20分野）		農業者協同組合法に定める範囲の事業	労働者派遣事業等を除き事業の制限はない	定款に掲げる事業による営利の追求		農業者協同組合法に定める範囲の事業
議決権	1人1票	原則、1社員1票※ ¹		1社員1票※ ¹	1人1票		出資比率による	1人1票	
設立方法	市町村長が認可	公証人役場での定款認証後に登記して設立（準則主義）	所轄庁の認証後に登記して設立	NPO法人を所轄庁が認定	行政庁の認可後に登記して設立	定款作成後、登記して設立（準則主義）	公証人役場での定款認証後に登記して設立（準則主義）	定款作成後、登記して設立（準則主義）	
剰余金の分配	できない				事業利用分量、または出資額※ ² に応じて配当	事業従事分量に応じて配当	出資額に応じて配当	出資比率によらず定款に従って配当	事業利用分量、事業従事分量、または出資額※ ² に応じて配当
税制	・収益事業に係る所得のみに課税	・全所得に課税（非営利型法人に該当する場合は、収益事業に係る所得のみに課税）	・収益事業に係る所得のみに課税	・収益事業に係る所得のみに課税 ・みなし寄附※ ³ あり	・全所得に課税				
寄附金控除※ ⁴	なし			あり	なし				
備考			・設立の登記費用が不要 ・所轄庁への事業報告書等の提出や情報公開の義務がある一方、行政や民間からの補助金・助成金を獲得しやすい						

※¹ 一般社団法人及びNPO法人は、極端に不平等な場合を除き、定款で社員の議決権について別段の定め（例えば、ある種の社員については議決権を2票とする、など）を置くことは許容されている。ただし、認定NPO法人は、認定基準として1社員1票であることが定められている。

※² 剰余金のうち年7%以内とする制限あり。

※³ 収益事業から得た利益を収益事業以外の特定非営利活動事業に使用した場合に、この分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金に算入できる制度。結果的に、収益事業に係る法人税が軽減される。

※⁴ 個人が認定NPO法人に寄附した場合に、所得税の計算において、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることを可能とする制度。

＜対策のポイント＞

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを目的として、農山漁村の活性化を推進します。

＜事業目標＞

○地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（100地域〔令和6年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 活動計画策定事業

- 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による**地域活性化のための活動計画策定をアドバイザーを活用したワークショップの開催**等により支援します。
- **活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等**を支援します。

2. 農山漁村地域づくり事業体形成支援事業

- 農山漁村における**生業・暮らしを収益性のある事業により持続的に支えていくため、農林漁業の振興とともに、それを支える買い物・子育て・文化・集い等による地域のコミュニティの維持に資するサービスの提供や地域内外の若者等の呼び込み**を行う事業体の形成等を支援します。

3. 人材発掘事業

- 農山漁村において、就職氷河期世代を含む潜在的就職希望者を対象に**農林水産業の体験研修**を行うとともに、地域における様々な**社会活動にも参加し、農山漁村への理解を深めること**により、農山漁村に関心を持つ**人材を発掘する取組**を支援します。

4. 農山漁村情報発信事業

- 農山漁村のポテンシャルを引き出して**地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例、世界農業遺産及び日本農業遺産、農山漁村で新事業を発掘する取組**について、情報発信を通じて、**認知度向上又は他地域への横展開を図る取組**に対して支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 活動計画策定事業

- **事業実施主体** 市町村を構成員に含む地域協議会
- **事業期間** 3年間
- **交付率** 定額
(上限: 1年目500万円、2年目250万円等)
※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり
専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり



地域の活動計画の策定
(ワークショップの開催)



体制構築及び実証活動
(高齢者の移動確保)

2. 農山漁村地域づくり事業体形成支援事業

- **事業実施主体** 市町村を構成員に含む地域協議会
- **事業期間** 3年間
- **交付率** 定額、1/2（上限：500万円）



合意形成、計画づくり



子どもの預かりサービス



事業体の形成と法人化

3. 人材発掘事業

- **事業実施主体** NPO法人、民間企業等
- **事業期間** 1年間
- **交付率** 定額（上限: 5,000万円）



農作業体験



農山漁村への理解を深めるため、地域活動に参加



農山漁村への理解を深めるため、地域活動に参加

4. 農山漁村情報発信事業

- **事業実施主体** NPO法人、民間企業等
- **事業期間** 1年間
- **交付率** 定額



Webサイト運用やイベント開催で
新たな事業の情報を発信



WebサイトやSNSで
優良事例の情報を発信



商品価値の向上を通じた
認知度向上

※下線部は拡充内容

【お問い合わせ先】

(1、2、3、4の事業) 農山漁村の宝
(4の事業のうち農業遺産)
(4の事業のうち農業遺産)

農村振興局農村計画課
農村振興局都市農村交流課
農村振興局鳥獣対策・農村環境課

(03-6744-2203)
(03-3502-6002)
(03-6744-0250)

低密度な農山漁村の持続性確保を実現する次世代型コミュニティビジネスの展開

【令和3年度予算概算決定額 9,805 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

低密度な農山漁村における**生業・暮らしを収益性のある事業により持続的に支えていく**ため、**農林漁業の振興**とともに、それを支える**買い物・子育て・文化・集い**等による**地域のコミュニティの維持に資するサービスの提供**や**地域内外の若者等の呼び込み**を行う事業体（農山漁村地域づくり事業体）の形成等を支援します。

<事業目標>

地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（100地域〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村地域づくり事業体形成支援事業

- ① **地域運営計画策定及び事業体の形成**に向けたワークショップの開催、アドバイザーによる助言等を支援します。
- ② 地域運営計画に掲げられた**農林漁業の振興、地域コミュニティの維持及び地域内外の若者等の呼び込み**に資する**活動の実践**を支援します。
- ③ 地域運営計画に掲げられた活動を実践する**農山漁村地域づくり事業体の形成**を支援します。
- ④ 農山漁村地域づくり事業体の活動に必要な**施設の整備**を支援します。

2. 申請要件

- ① 農林漁業の振興、地域コミュニティの維持及び地域内外の若者等の呼び込みの全てに資する活動を含み、活動全体として収益性が見込まれること（各世帯の出資等による継続的サポートが得られる場合には、これらも含めて収益性を判断）。
- ② 農山漁村地域づくり事業体について、事業実施期間中に法人化を図ること。
- ③ 農山漁村地域づくり事業体がU・Iターンなどの地域外の人材を含む若者を雇用すること。

<事業の流れ>

※下線部は拡充内容



<事業イメージ>

ステップ1

住民の話し合い等を通じて、地域を維持していく上で不可欠な、
 ・農林漁業の活性化に向けた方針
 ・地域コミュニティの維持に必要な取組
 ・地域内外の若者等の呼び込みに必要な取組
 を明確化した地域運営計画を策定。



地域運営計画の策定

ステップ2

地域運営計画に沿って
 ・農林水産物の生産・加工・販売、農家レストランの運営、体験・交流事業等
 ・売店、子ども預かりサービス、祭り、コミュニティサロン等
 ・関係案内所の設置、オンラインサロン、WEBコミュニティの運営等
 ・上記の活動に必要な施設の整備
 等を実施。



子どもの預かりサービス

ステップ3

・農山漁村地域づくり事業体の形成と法人化。
 ・活動全体としての収益性を確保することにより、持続的活動に発展。



事業体の形成と法人化

事業の効果

・安心して農山漁村で働き、生活することができる受け皿の形成
 ・地域内外の若者等を呼び込む体制の整備

【お問い合わせ先】農村振興局農村計画課（03-6744-2203）

■2020年9月24日、JA全中と「生産協同組合」について懇談

農協では、全国に集落営農が1万5000ある（平均20～30戸の農家が協同経営に参加。その内5500は法人でその多くは農事組合法人）。今後、中学校区に一つ（約7000）ある信用事業の拠点の統廃合・半減（マイナス金利による経営悪化の影響）による農山村管理への影響、また自治体合併に伴うJA店舗の跡地に住民の出資により立ち上がる共同売店（生活物資やサービスなどをNPO法人や株式会社などで運営）、そして山間地域の高齢化による里山管理の機能の低下などの課題があると認識している。

そこで、集落営農組織、また信用事業の拠点の統廃合において、「生産協同組合」の可能性がないか、とJA全中からJCAに委託研究を出している。

懇談では、集落営農、地域運営組織の運営にあたって、労働者協同組合とその法制度の観点から可能性と課題について議論。教育課長は、農山村の役割を「営農と暮らしの自給体制の確立」と考え、『皆農』運動を考えていきたいと。また、信用事業の支所の撤退による拠点として、地域運営組織が考えられるが、これまでJAは全く関わって来なかったが、今後どうしていかかが課題と語る。

※西日本（四国・九州）では、JA店舗が撤退した跡地に住民の共同出資で協同売店などを起業している。

岡山医療生協2030年ビジョン

「労働者協同組合法の活用を含め、諸団体と連携して地域の課題を地域で解決できるように支援します」

第3章 岡山医療生協の2030ビジョンの検討

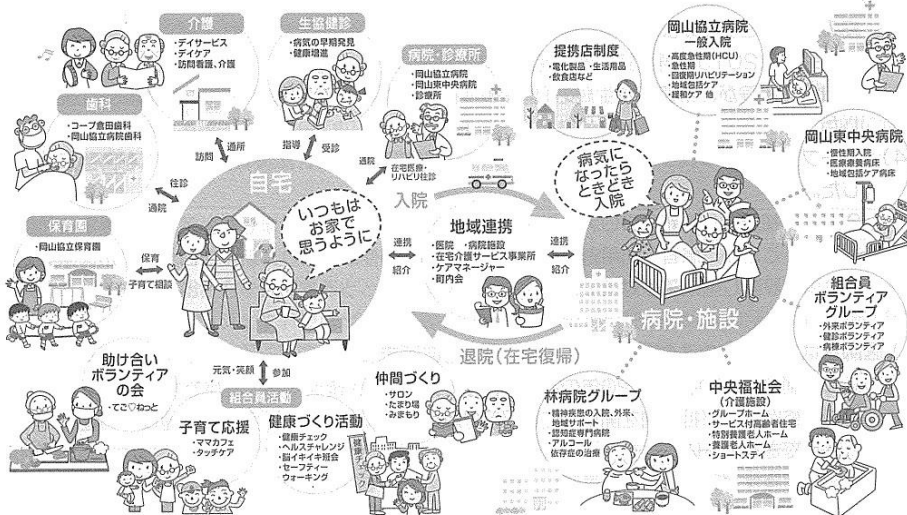
2045年にむけ、本格的な人口減少や高齢化などにより日本の国のかたちが大きく変わろうとしています。その中間点である2030年に向けた10年間で到達したい姿を「岡山医療生協の2030年ビジョン」とします。また、長期的視点を持ちながら、2～3年ごとの中間目標を明らかにし、年度ごとの事業計画を作成します。

日本医療福祉生活協同組合連合会の「2030ビジョン」と、第7次長期計画の到達をもとに、以下の4点を「岡山医療生活協同組合の2030ビジョン」(案)として、2020年度に討議します。

1. 「岡山医療生協の2030ビジョン(案)」

- 1) いつまでも健康にくらしつづけられる健康づくりまちづくりをすすめます
～ 地域に人と人とのつながる場があり、人生を自分らしく豊かに生きるための健康づくり、まちづくりをすすめます。
- 2) 医療・福祉事業の新たな展開と質向上に努めます
～ 地域に必要な事業を協同の力で作り出し、暮らしの安心・満足を高めます。
- 3) 経営・組織の発展とそれを支える人材を育成します
～ 人がつどい、ともに学びあい「いのちの章典」の実践者として成長します。
- 4) 平和で公正な社会づくりに貢献します
～ 互いを尊重し、多様性を認めあう、平和で公正な社会をつくるため積極的な役割を果たします。

【ビジョンイメージ】



2. 岡山医療生協 2030 ビジョンへの道のり

2030年に向かう中間目標地点を以下のように設定します。

- 1) 2020年～2022年を足場を固める時期とします。
- 2) 2023年～2027年を本格的なとりくみをすすめる時期とします。
- 3) 2028年～2029年を振り返りビジョンを完成させていく時期とします。

3. 2030年ビジョンを明らかにし足場を固める期間(2020年～2022年)

2020年から2022年を「岡山医療生協のSDGs行動宣言」などを実現するための足場を固める期間と位置付けて以下の課題にとりくみます。

1) 岡山医療生協のSDGs行動宣言の到達を確認し方針を決めます

(1) 健康づくりをすすめます。

- ① 健康チェックシステムを導入し利用開始しました。今後拡大していき、エビデンスに基づいた健康づくりや、ヘルスケア事業として活用をすすめます。また、健康づくりのアドバイスができる保健師を配置します。
- ② 健康まちづくりセンターに理学療法士を配置し、フレイル予防をすすめます。
- ③ 自治体・医師会など諸団体と協力して地域包括ケアに貢献します。

(2) まちづくりに協力してとりくみます。

- ① それぞれの地域のニーズを把握し、町内会などとの連携が図れるようにします。
- ② 労働者協同組合法の活用を含め、諸団体と連携して地域の課題を地域で解決できるように支援します。
- ③ 交通弱者対策にカーシェア会の導入などの支援をします。のってこカーの拡充、諸団体との共同利用の検討をします。
- ④ 多様な活動を通して、みまもり活動を強化します。地図システムの活用をすすめます。

(3) 貧困や暮らしの問題にとりくみます。

- ① 「なんでも相談窓口」を、診療所やサロンに広げ相談活動を強化します。
- ② 無料低額診療の広報をすすめます。学校との連携をすすめます。
- ③ フードバンク、衣料品バンク、無料低額食堂などの検討をすすめます。
- ④ 「ささえさんおかやま」や自治体との連携を強化します。

(4) 環境を守り、再生エネルギーの利用をすすめます。

- ① 職員、組合員の環境問題の学習を強めます。
- ② 環境マネジメントシステムとして、「ISO14001」の取得を検討します。
- ③ 事業所のリニューアル時には、環境への配慮や再生エネルギーの利用を検討します。

(5) 核兵器廃絶と平和を守る活動をすすめます。

- ① 学習を強め、核兵器廃絶や憲法9条を守る世論をひろげます。
- ② 岡山医療生協らしい、コンテンツ(紙芝居、パンフレット、動画など)を作成し活用します。
- ③ 虹のアクションのパレードなどを工夫します。

(6) 働き続けられる事業をつくりまします。

- ① 岡山医療生協2病院のリニューアル計画をスタートさせます。増資運動や必要利益を明確にした経営の強化で、リニューアルに必要な財務基盤をつくりまします。
- ② 人生100年時代を見据えた事業の構築をすすめます。高齢化、生涯未婚率の増加、単身世帯や高齢者2人世帯増加など多様な世帯の人生に寄り添う事業の構築をすすめます。
- ③ 事業所目標書に沿った緻密な事業計画と予算づくりをします。

■法を活用して、就労創出と地域づくりに生かす政策に

気候危機やコロナ禍の中で、多くの人々が命と暮らしの危機に直面している。コロナ禍による解雇や雇止めは、8万人を超え、さまざまな貸付金や給付金の制度化や延長の一方で、昨年1～10月の休廃業・解散企業数は、前年同期比21.5%増の4万3802件となり（帝国データバンク）、緊急事態宣言の発令によりさらに加速すること予測されている。いのちか経済か、ではなく生命を支える経済（中村桂子氏：生命誌研究者）への転換が求められている。失業を就労に、廃業を継業に転換していくことが、いま社会に求められている。

コロナ禍で失業状態にある人や就職氷河期世代など社会的孤立している人たちの就労を通じた社会参加を促進する担い手として労働者協同組合の役割を重視し、その育成・支援の充実と、地域づくりに資する雇用・就労政策（給付付き起業型の職業訓練など）を国・自治体に求めていく。

自治体の地域づくりの政策に、住民主体の持続可能な地域づくりや就労の自発的創出を進める「コミュニティ事業・就労支援条例」（仮称）の制定と新たな雇用・就労政策の確立を。

また、2014年に政策化された広島市の「協同労働プラットフォーム事業」では、19団体の団体を生み出し、高齢期の就労について成果を上げてきました。失業対策・就労創出を促進するための「協同労働プラットフォーム」を自らの手で立ち上げ、自治体で政策化していく働きかけを求めている。

合 同 会 社

- ・所有(出資者)と経営(役員)の一致
- ・営利

株 式 会 社

- ・所有(出資者)と経営(役員)の分離
- ・営利

New!!

労 働 者 協 同 組 合

- ・所有(出資)と経営と労働者の一致
- ・非営利

NPO法人

- ・所有(※)と経営(役員)の分離
(※NPOに出資の概念はないが)
議決権は会員が行使できる
- ・非営利かつ公益

一 般 社 団 法 人

- ・所有(※NPOと一緒)と経営の分離

2人以上で行う
非営利の継続的
活動のために与えられる
法人格

NPOに比べて
閉鎖的になりやすい

営利法人は資本中心の組織
非営利法人は人を組織の基本に
している二カ

新しくできた労働者協同組合は
労働・出資・経営の一致で
地域で多様な民主的な
事業が生まれることを
期待している
ニャヨ



■提案「起業型緊急雇用創造事業」の創設を提案 (宮城県登米市の起業型緊急雇用創造事業（起業型）を参考)

1. 目的

コロナ禍にある地域の雇用・就業情勢が厳しい中で、離職・失業した人々を対象に、雇用機会を創出するとともに、地域のニーズに応じた人材を育成し、雇用に結びつける。

2. 事業概要

(1) NPO法人、一般企業などが自治体との委託契約に基づき、コロナ禍等による失業者を雇用し、事業者が新規に開業を行う、もしくは雇用した失業者が起業（在宅ワーカーを含む）するために、研修や受託事業所外での研修受講、及び資格取得などに向けた機会を提供し、期間中もしくは期間終了後に起業または期間終了後も地域づくりに資するような起業へ向けて事業を継続して実施するものとする。

(2) 事業期間：契約締結の日から1年間とする。

(3) 事業実施方法：市と事業者との委託契約とする。

3. 雇用者及び実施要件

(1) 雇用者数：10人以上

(2) 実施要件

ア コロナ禍等により離職・失業した者を雇用し、就業や起業するための資格取得に向けた機会を提供することにより、機関中もしくは期間終了後に起業、または期間終了後も地域づくりに資するように企業へ向けて事業を継続して実施するものとする。

イ 新規雇用する失業者はコロナ禍等によるものを基本とする。

ウ 事業に占める新規雇用失業者の人件費の割合は2分の1以上とする。

また、新規雇用する予定の労働者の給与設定は県の労働実態調査や公共職業安定所などの求人募集賃金などを参考にするなど、地域の実勢を踏まえ適切な水準とする。

なお、人件費については、賃金、賞与、通勤手当等の諸手当のほか、社会保険料、雇用保険料、労災保険料等に係る事業主負担及び人件費に係る消費税を含む。

■「コミュニティ事業・就労支援条例」案

「コミュニティ事業・就労支援条例」は、「〇〇市において地域住民が設立し又は運営するものであって、潜在的な地域産業の基盤整備及びコミュニティ就労の促進を目的とする就業者コミュニティ事業者の認証を行うことなどにより、当該事業者が市民に対し提供する就労訓練、教育その他の事業を支援し、併せて持続可能な地域づくりに必要な協働の関係を創ること」を目的としています。

◎コミュニティ就労とは、地域循環型の社会的事業体において、包摂機能や教育的訓練機能などを内在した就労形態に従事すること。

◎コミュニティ事業者とは、前項のコミュニティ就労を行う事業者で、市の認証を受けた事業。コミュニティ事業者の要件は、以下の経営要件を充たし、就労要件のいずれかと、地域貢献要件のいずれかに該当する事業を、専ら又は主として行う事業者は、コミュニティ事業者になることができる。

◎経営要件

- (1) 市民が協同して資金等を調達し、事業に従事し、併せて経営すること。
- (2) その剰余は当該の事業の維持及び拡大に充てること。

◎就労要件

- (1) 協同労働（労働者協同組合法人）
- (2) NPO法人、協同組合等の非営利事業者におけるコミュニティ就労
- (3) 精神的、身体的、社会的な理由などから、働きにくさを抱えた人に対して、必要な支援を行いながら、働きがいのあるユニバーサルな職場環境をめざしてとりくむユニバーサル就労
- (4) 地域貢献型の小規模あるいは個人事業者におけるコミュニティ就労
- (5) その他、市長が、相当と認めるコミュニティ就労

◎コミュニティ事業者の役割等

- (1) 事業の従事者には、その意思に基づいて就労し、その能力に基づいて働き、かつ、公正な労働条件の下で働くことを保障されること。
- (2) 新規にコミュニティ事業への従事を希望する市民への教育、訓練等に努めること。
- (3) コミュニティ事業者の事業内容は、コミュニティ事業者への支援等に関与するすべての個人、団体等に対し必要な資料及び報告をもって公開され、透明性が確保されなければならない。

◎市の役割

- (1) 市は、公的訓練・就労事業制度（仮称）を策定する。
- (2) コミュニティ事業者への支援等
- (3) 市は、公的訓練・就労事業の運営について、コミュニティ事業推進協議会に委託する。市は、コミュニティ事業推進協議会の運営に対して、助言することができる。

◎事業監査

■広島市・協同労働プラットフォーム事業

「自ら出資して経営に参画し、生きがいを感じながら地域課題の解決に取り組む労働形態である『協同労働』」により、就業や社会参加を希望する意欲と能力のある高齢者（満60歳以上の者）の「社会的起業」を促すためのプラットフォームを構築し、その結果と課題を検証する」という広島市の事業が2014年より施行され、ワーカーズコープがコーディネート業務を受託しています。

自治会やNPOでの活動の限界を実感した地域住民が、協同労働プラットフォーム事業に参加し、耕作放棄地を活用した農的活動、環境や福祉などの地域課題の解決に向けて、広島市より助成を受けた19の協同労働の団体が活動しています。

市民の皆さんによる個別プロジェクトの立ち上げを支援します

1 地域の高齢者・
団体などで結成

2 協同労働の仕組みを活用した
プロジェクトを立ち上げ

3 プロジェクトを
開始・運営

目的

- 地域課題を
解決したい
- 働きたい



協同 労働

全員が
出資・
経営・
労働

春～夏/取組事例発表会・勉強
会に参加^{など}
秋/プロジェクトの検討・準備
11～12月/補助金の応募
冬/プロジェクト立ち上げ準備
4月～/プロジェクト立ち上げ

効果

- 地域課題の解決
- 高齢者の就労
- 生きがいある
社会参加^{など}

1

検討～開始後の支援・相談

協同労働プラットフォーム(拠点事業所)

※協同労働の専門家

2 補助金交付

(プロジェクト立ち上げ時)

委託

広島市

※要件・上限・審査あり

広島市が進める協同労働モデル事業とは？

協同労働の仕組みを活用して地域課題の解決に取り組む意欲のある高齢者のみなさんを中心としたプロジェクトの立ち上げを以下の2方向から支援します。

1 プラットフォーム による支援

専門のコーディネーターが勉強会の開催や事業計画の作成、個別相談対応等により、事業の立ち上げから立ち上げ後のフォローアップまで全面的に支援します。

2 立ち上げ経費の補助

事業の立ち上げの目的が立った団体に対して、立ち上げに要する経費の一部を補助します。

補助内容	補助金交付要件
補助率1/2 (上限100万円)	●広島市を拠点に活動し構成員が4名以上で、うち半数が60歳以上であること。 ●地域課題の解決に取り組む、地域の活性化につながる事業であること。 ●事業の継続に必要な収益が見込まれること。

協同労働とは？

みんなが自らできる範囲で出資し、みんなが対等な立場でアイデアを出し合って人と地域に役立つ仕事に取り組む仕組みが協同労働です。仲間と共に地域課題の解決を目指し、一人ひとりが主人公となって取り組みます。

出資 + 経営 + 労働



働く人全員で出資・経営を行い、責任を分担します。



【GO 県・まつむね】ご近所の方が作った農作物等を販売する「GO 郷市場」。

60歳からの輝き方

～ 地域に役立つ仕事おこし ～

広島市では
主に60歳以上の皆さんによる
協同労働の仕組みを活用した
「起業」(地域課題解決のための事業立ち上げ)
を支援しています。

自分たちの地域を
自分たちで守る



広島市「協同労働」プラットフォーム(らぼーろひろしま)

本事業の
問合せ先 | 広島市「協同労働」プラットフォーム らぼーろひろしま

tel 082.554.4400 fax 082.554.4401
e-mail platform-hiroshima@roukyou.gr.jp

〒730-0802 広島市中区本川町2丁目6-11 第7ウエノヤビル3階7号

受託運営団体: NPO法人ワークスコープ

実施主体: 広島市(事業担当課: 広島市経済観光局 雇用推進課)

営業時間: 平日10:00～18:00

休 業 日: 土日祝・盆時期・年末年始



<http://kyodo-rodo.jp/>



想があれば、あなたにもできる！

特別な経験やスキルがなくても仲間と一緒にやれば、あなたのやりたい事が協同労働でできます。

凡
例



① 東区牛田南町
うたあらぐさクラブ

子どもたちに多様な教育の機会を提供するために学習支援を軸に子ども支援を行います。

サ子 構成員 7名



② 安佐北区白木町秋山
河津川プロジェクト

耕作放棄地を利用した農業や高齢者の薫製技術を継承して宝船等薫製工の製造販売を行います。

農伝 構成員 7名



③ 南区似島
サンセットビューにのしま

地域住民の方が気軽に立ち寄れるサロンや、島に訪れる人との交流を進める機会作りを行います。

サ 構成員 5名



④ 南区似島
シトラスガーデンにのしま

耕作放棄された畑を活用した柑橘栽培や、柑橘が身近にある暮らしの提案を行います。

農 構成員 4名



⑨ 安佐南区伴
アグリ アシストとも

耕作放棄地や休耕田を整備し農と共にある景観を守るためJA広島市と連携して新しい形の農業を進めます。

農環困 構成員 14名



⑩ 安芸区高賀
「里山ワッショイ」

休耕田を活用した景観向上や地域住民の交流の場づくり、農業体験、里山資源の有効活用等を進めます。

農環困 構成員 24名



⑪ 東区東山
元気で美しい東山をつくる会

町内会加入率が下がる中、マンションを中心にした全住民のコミュニティの再生を目指します。

環サ町 構成員 18名



⑫ 安佐南区伴東
GO郷・まつむね

地域の環境は自らの手で守るを合言葉に、里山整備や高齢者等の居場所づくり等を進めます。

環困サ 構成員 13名



⑤ 西区三篠北町
みんなのわいらい広場

地域の高齢者がみんなでわいらい集える食事提供やサロン(居場所づくり)を行います。

サ食 構成員 6名



⑥ 西区己斐本町
わくわくクラブ

認知症予防カフェによる高齢者の健康・居場所づくりや、子ども一時預かり等の居場所づくりを進めます。

サ子 構成員 4名



⑦ 東区福田
真正面

耕作放棄地の活用による野菜作りや、農業体験・収穫祭等での地域住民との交流の場づくりを目指します。

農困サ 構成員 4名

個人 | が集まりスタート



⑬ 佐伯区河内南
サロンド・ワーク彩

高齢者等誰もが気軽に集えるカフェサロンを中心に、団地の賑わい作りを目指して事業を進めます。

困サ町 構成員 3名



⑭ 安佐南区伴東
すまいるワーク

地域住民の皆様がこの地域に安心して住み続けられるよう交流の場づくり(カフェサロン)等を進めます。

困サ 構成員 8名



⑮ 安佐南区里沙門台
びしゃもん台 絆くらぶ

町内会、学区社協、びしゃもん台絆くらぶがそれぞれ役割分担して、地域住民に高品質なサービスを提供します。

環困町 構成員 20名



⑧ 安佐南区上安
夢咲庵

地域の居場所としての常時開設のサロン、住民の手作り作品の展示販売やおもてなし製作もしています。

サ 構成員 5名

NPO・市民団体 | の仲間スタート



⑭ 安佐北区可部町
ケセラ

高齢者を含めた地域住民の方のコミュニティ作りを支援するためにテーマ型サロンや拠点解放事業を行います。

サ場 構成員 5名



⑮ 安佐北区亀崎
タンポポのわたげ

地域住民の皆さんのコミュニティ再生を目標に、住民の方のご自宅の一角をお借りしたおうちサロンを進めます。

困サ 構成員 23名



⑯ 安佐北区白木町井原
ひねもすようこそ

障がい者や高齢者が地域でいつまでも安心して生活ができるような交流の場づくりや困りごと支援を進めます。

困サ障 構成員 8名



⑯ 安佐南区八木
復興交流館 モンドラゴン

H26年の土砂災害からの復興・伝承を目指して地域のコミュニティ再生を進めます。

サ食伝 構成員 22名

社協・町内会 | の仲間スタート

※構成員の人数は、平成31年1月31日時点です。

草刈り、代かき、耕作—請け負います

広島市安佐南区で 農業、景観守る

JA組合員が団体



「困った」解決 協同労働で

広島市安佐南区の伴・大塚地区を中心としたJA広島市の組合員14人が、全員で出資して経営、労働する協同労働「アグリアシスト」とも」を立ち上げた。地区のJA組合員を対象に、草刈りや水田の耕起といった農作業を請け負う。地域の農業と景観の維持が目的。JAは技術指導などで連携・支援していく。

(塩崎恵)

同地区は市の中心部から約10分の場所であり、住宅と農地が混在する。農家の高齢化が進み、耕作放棄地が増加。このため、景観悪化への懸念の声や農地維持などの課題が出ていた。

JAの伴支店と大塚支店は2018年夏、組合員を対象に今後の農業経営継続に関するアンケートを行った(約100世帯から回収)。「今後米作りを続けたいが難しい」「やめる」が計58%、後継者は「いない」「今後話し合う予定」が合わせて52%いることが

分かった。このような状況を踏まえて組合員有志が同年9月、「アグリアシスト」とも」を立ち上げた。メンバー14人は全員が兼業農家だ。主に同地区のJA組合員を対象に、草刈りや水田の代かき、畑の耕作など地域農業に関連する困り事を支援する。金額は見積もりを出し、双方が納得した上で作業する。

地域農業の維持へ、集落営農組織を設立する事例は多い。こうした組織は集落ごとに農機や施設の共同利用や共同での農作業といった、比較的大

がかりな作業を担う。これに対し、同地区では農家個々の困り事への対応を重視。協同労働組織の形態で、個人の求めに対応できるようにした。設立以来、30件近くの作業を受託した。ロコミで依頼が増え、作業の人手が足りない状況だ。このためメンバーが農家の知り合いなどに声を掛け、協力員を集めていくとしている。

今後は耕作放棄地を活用して住民が農業をする場を提供することで、地域で支え合う農業に取り組んだり、農地維持のた

協同労働 参加する全員が出資・経営・労働を担う。1人1票が原則。何かを決める際は、全員の意見を必ず確認して全会一致での決定を目指す。事業継続のため収益を求めるが、経験や特技を生かし、自分らしく働くこと、地域を元気にすることを目的にしている。現在、全国で10万人が関わり、事業規模は1000億円(日本労働者協同組合連合会の推計)に上る。

協同労働を巡っては、与野党国会議員による超党派の議員連盟が、法人格を認める新たな法案骨子をまとめ、法制化に向け調整が続く。同労働では非営利で地域のために活動するが、現行法では労働者が出資して事業を行う法人形態が存在しなかった。法人格を持つことで社会的信頼が高まるなど、組織活動が安定することが期待されている。

めの提案をしたりする予定だ。

JAは月に1回開く同団体の会議に参加して、情報を共有。JAの広報誌で団体の宣伝や、技術支援、困っている組合員の情報を団体につなぐなどして連携する。

事務局長の上垣内保之さん(72)は「愛着ある

地域の農業を守るため、立ち上げる必要があった。JAにやってもらったのではなく、JAと連携しながら活動していきたい」と話す。

JAは「地域の活性化へ組合員の力は不可欠。しっかりと連携していきたい」(伴支店)と話す。

農協の組合員14人が協同労働の組織「アグリアシストとも」を立ち上げ、地区の組合員農家を対象に、草刈りや農作業などを支援。JAと連携しながら活動を進めている。

協同労働実践団体「アグリアシストとも」

農作業代行で 住民交流加速

農家の高齢化が進む広島市安佐南区伴・大塚地区で、兼業農家を中心に地元住民による農作業の代行が活発になっている。近年の団地整備や相次ぐマンション建設で一変しつつある田園風景を守ろうと住民組織「アグリアシストとも」が発足して2年が過ぎた。最近は農作業の未経験者も加わり、地域の病院や高齢者施設も協力。緑豊かな農地の維持からまちづくりへと活動の輪を広げている。

(加田智之)

依頼を受けた畑を耕す「アグリ アシストとも」の西本代表(手前右)たち。活動は「まちづくり」につながっている



広島市安佐南区伴・大塚地区



「アグリ アシストとも」がキクイモを育てる農園。団地の住民にも開放したいと考えている

アグリのメンバー4人が9月、同区伴西の約400平方メートルの畑に集まった。耕して肥料をまき、草除けのシートをかけた。この畑で作業をするのは3回目。これまで草刈りやイノシシの防護柵の設置などもしてきた。依頼した引地政子さん(83)は「自分は機械が使えないので助かる。メンバーも地元の人で安心」と喜んだ。

耕作放棄を防ぐ

アグリは2018年夏、兼

高齢農家支え 田畑守る

業農家たち14人で設立した。体力的に農作業が難しくなる高齢農家が増える中、耕作放棄を防いで田畑が広がる光景を守るために動いた。地区は1994年の広島アジア大会を機に、姿を大きく変えた。大会前に高架のアストラムラインが開通。2001年には市中心部に直結する広島高速4号線もできた。交通が便利になり、農地はマンションや団地へ変貌した。

農地を残そうとアグリは田畑の草刈りや植え付け、農機具の点検などを有料で請け負う。困っている農家の情報を得ようと、当初から町内会連合会や各学区の社会福祉協議会と連携。活動内容を記したチラシも配ってもらった。西本正憲代表(72)は「農作業の依頼者は1人暮らしが多い」と打ち明ける。

現在のメンバーは16人。農業とは縁の薄い団地の住民も担い手になった。花の季団地(大塚西)に住む新人の長谷川雄三さん(74)は元マツダ社員。アグリを通じて知り合いが増え、地域のことが分かるようになった」と喜ぶ。

活動は住民の交流を促す。4月、地区内に農園を整備してキクイモを植えた。将来は家庭菜園として住民に開放したり、契約栽培で野菜を作ったりすることも考えている。11月には団地の若い住民も招き、キクイモと一緒に収穫して食べるつもり。西本代表は「アグリを通じて古くからの住民と新しい住民が顔見知りになり、まちづくりを一緒に進める仲間になってくれれば」と願う。



14人の兼業農家が農家支援、 農作業支援を目的に2018年 立ち上げた協同労働団体。

5. おわりに～「みんなのおうち」・ 協同労働プラットフォームを

■協同労働を地域へ、法制化の思いを地域に届ける (11月5日豊島区法制化フォーラムで組合員から)

◎障害のある人の就労支援を行っている自立支援センターまめの樹の組合員から「こういう働き方があることを知ってもらうきっかけになればと思う。コロナで経営が厳しくなっている人や苦しい思いをしている人たちが、ワーカーズコープを立ち上げたいと思えるような力になれる法律だと思う」。

◎地域若者サポートステーションの利用者が主体になって立ち上げたこみっとプレイスの仲間からは「仕事を人にあてはめるのではなく、自分がやりたい仕事をあきらめない。協同労働はそのために助け合うことができる。そんな働き方が広まってくれればと思う」「多様な働き方、その人にあった働き方が認められるようになってほしい」。

■都道府県に協同労働推進ネットワークの確立を

法制化運動と連動して、協同労働に関心のある（協同労働を志向する団体）人々－協同組合や労福協、NPO・市民団体、研究者や自治体職員などとの幅広い連携により、各地で協同労働を推進するネットワークや市民会議（以下）が設立され、さまざまな活動を展開している。

- ◎埼玉協同・連帯ネットワーク（2012年全国協同集会後継組織）
 - ◎法制化市民会議・埼玉
 - ◎協同労働推進ネットワークとちぎ
 - ◎にいがた協同ネット（2008年全国協同集会の後継組織）
 - ◎協同労働の協同組合ネットワークちば
 - ◎信州協同労働推進ネットワーク準備会
 - ◎滋賀県協同労働推進ネットワーク準備会（2017年全国協同集会後継組織）
 - ◎福井協同労働推進ネットワーク準備会
 - ◎協同で働く推進ネットワーク愛知準備会
 - ◎ひろしま「協同労働」推進ネットワーク（1998年全国協同集会後継組織）
 - ◎ふくおか協同労働推進ネットワーク（2014年全国協同集会後継組織）
 - ◎神奈川協同集会実行委員会後継組織（2019年全国協同集会後継組織）
- 統合予定

○福井市では、元市議会議長の方から、市内4つの団体（自伐型林業グループや高齢者のグループ、社協など）がワーカーズコープとしての立ち上げに関心を示していると紹介され、11月に協同労働推進ネットワーク準備会を立ち上げていく（福井事業所が協同労働プラットフォームを担う）。

○栃木では、法制化市民会議栃木を「協同労働推進ネットワークとちぎ」に改組。新小山市長と懇談、協同労働を地域づくりに生かす取り組みとして「協同労働プラットフォーム等」を提案・要請。

○埼玉県北本市では市議会に「労働者協同組合法研究会」を設置、議員・職員対象の学習会が昨年11月18日に開催された。また、今後労協法を市の政策に生かすための協同労働プラットフォームの設置、条例化等、幅広く活用するために方策に関する検討を進めていくことが確認されている。

また埼玉では「労働者協同組合法」施行を見据えた協同労働プラットフォームに対する支援を、労福協の政策・制度要求の中で「持続可能な地域づくりに向けた協同組合への支援強化」を主にして作成。連合埼玉とも連携して今後の自治体行動への協力を要請。

○東京では、社会連帯東京1周年企画と連動した法制化祈念フォーラム（10月18日）、総対話行動を重ねて開催する豊島での法制化フォーラム（11月5日）などを計画。

○愛知県では、「協同して働くネットワークあいち」立ち上げ準備会を8月21日に開催。「協同」や「協同組合」ではなく「協同労働」に焦点を絞り、まずはワーコレ、高齢協、わっぱの会（共同連）、センターの4者で進めることを確認。

また、共同連は9月19～20日に開催した全国セミナーで、社会的協同組合準備会の発足と、加盟組織の労働者協同組合法人格を活用した組織転換を進めていくことを確認（社会福祉法人については、新規事業を労協で進めていく方向性）。

○滋賀県では、協同労働推進ネットワーク準備会が継続的に開催され、知事懇談やコープ滋賀での法制化学習会また、2月10日には、滋賀地方自治研究センターやNPOとの共催で「法成立記念フォーラム」を開催する。

○大阪では、大阪府協同組合・非営利協同セクターによる法制化学習会を連続開催することを確認（第1回は協同組合（10月27日）、第2回はNPO関係、第3回は協同組合フェスティバルで市民公開）。2月20日に法成立記念大阪市民フォーラムを開催する。

○高地では、法制化に関心の高い社協前会長と高知高齢協理事長との懇談の中で「社協、行政を交えて、労協法についてのすり合わせを含めた勉強会を。施行までの間にこの法律を用いて何ができるのか検討会をしたい」と、法案学習会の開催を検討し、市職員の参加要請も含め市長に働きかけ。9月4日に市社協、市職員、高知高齢協、センター事業団から40人が参加。協同労働推進ネットワークの新たなモデルになる可能性がある。

○福岡では、福岡県生協連が福岡県と年に1回開催する学習会があり、今回は労働者協同組合法と地域づくりをテーマに行いたいとの申し出。

「ふくおか協同ネットワーク」の定期総会企画やコープ鹿児島理事会でも法制化の学習会を開催。

○北九州市では、昨年8月1日に、衆議院議員の濱地氏（公明党福岡県本部代表）が鹿児島議員団との懇談後に国分地域福祉事業所ほのぼのに突然訪問した経緯もあり、公明党の福岡県議、北九州市議とワーカーズコープ・センター事業団の役員が、北九州市で政策懇談会を実施。協同労働プラットフォームの政策化に向けた自治体との協議や懇談、現場視察などを要請。

■協同労働を届け、協同労働を求める人々を突き動かし、地域づくり・就労創出の主体者・当事者へ

法制化を契機に、自治体・地域では労働者協同組合とその法制化を求める人々を突き動かし、我が事として地域づくりや就労創出に向かう人々が各地に登場し、また法制化の活用にあたって政策検討に入っている自治体・議会が出ている（北本市議会労働者協同組合法研究会主催法制学習会（11/18）、桶川市での議員研究会の立ち上げや和光市での学習会開催、また高知市社協・自治体職員学習会など。

滋賀、福岡、福井では協同労働推進ネットには新たな人々の参加に加えて、市議や県議らが参加し、政策づくりの足掛かりとして学習会などが開催。議員・職員対象の映画「Workers被災地に起つ」上映や法制化学習会なども開催されている）。

各県の協同組合の連携組織への加盟（11都道府県）を通じた学習会や連携の模索も始まっており（北海道、滋賀、大阪、鳥取）、今後、JCAによる呼びかけで、各県での協同組合連携を目的とする協同組合ラウンドテーブルの開催も計画されている。

■協同労働プラットフォームの確立

～労協設立運動と労協連合会への新たな結集のために

①法制化の意義と可能性・展望を社会に発信する－映画「ワーカーズ～被災地に起つ」を活用し、新たな労協組織の設立の相談支援と結集、ワーカーズコープの組織化を進める。

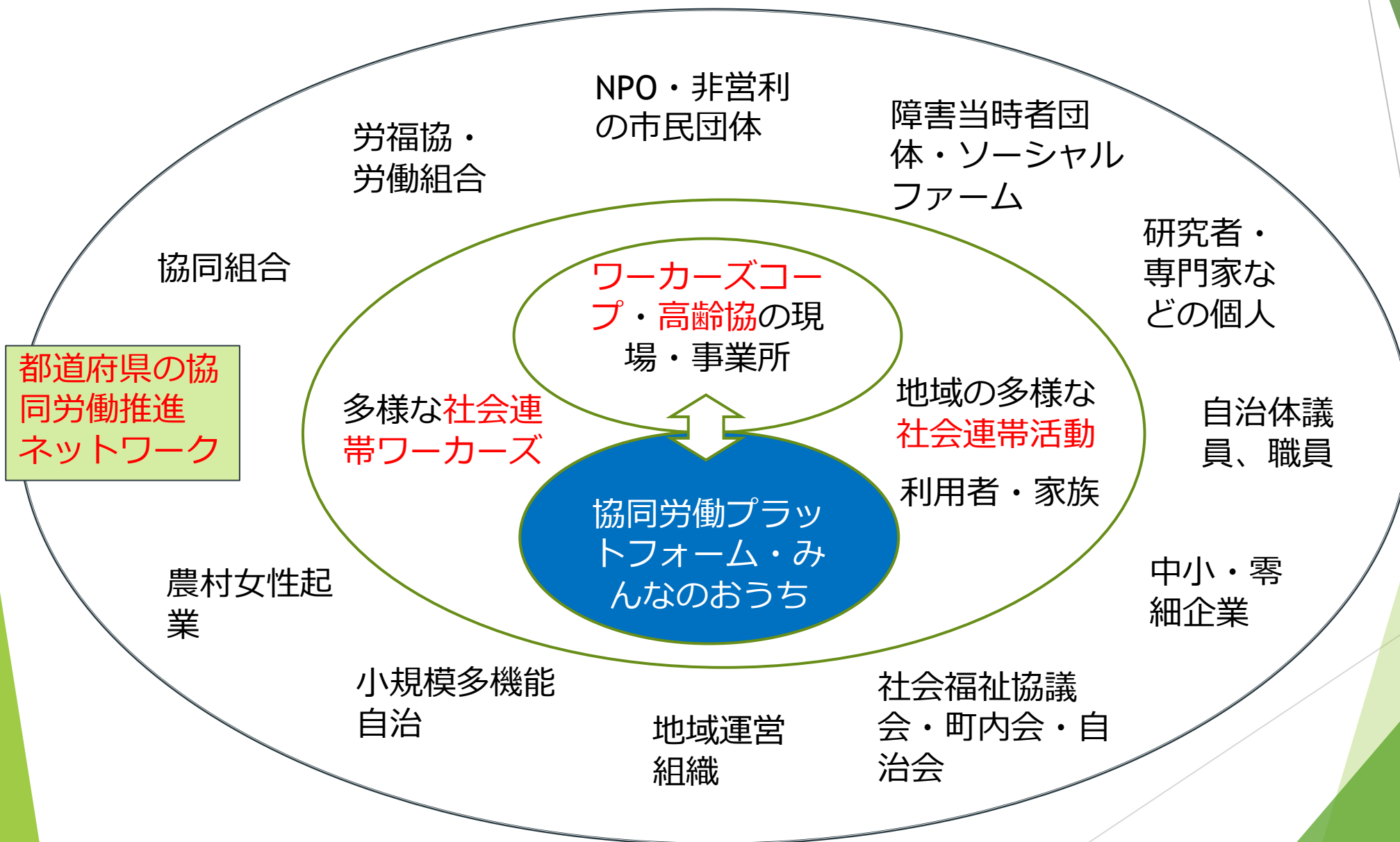
②「労働者協同組合法」解説パンフやチラシ、労働者協同組合の立ち上げの手引き（法制化Q&Aやモデル定款など）を作成し、社会に発信する。

③新規に立ち上げる労働者協同組合の支援機能－「協同労働組織のための基幹業務システム」の開発と普及。

④法制化記念・協同労働推進フォーラム、現場視察、協同労働講座などの開催～労働者協同組合を志向する団体や人々、JCA（日本協同組合連携機構）とその地方組織との連携、またICA（国際協同組合同盟）、ILO（国際労働機関）など国際機関からの支援と連携。

⑤法制化時代の労協連合会、センター事業団のあり方、全国会議や教育・研修のあり方などを見直し、ソーシャルメディア（SNSなど）を積極的に活用した情報発信・広報戦略の確立。

協同労働推進ネットワークとプラットフォーム



■持続可能な地域をつくる「みんなのうちに」を共に

「みんなのうちに」は、子どもや、障害のある人やひきこもりなど困難にある人に開かれ、地域の困りごとや願い、やってみてほしいことなど様々な思いが集まり、人々が主体的にその実現に向けて取り組んでいく居場所。

最初は、お互い様の助け合い活動から始まり、食やエネルギーや介護・福祉など、自らの意思で「はたらく」ことをめざして事業化していくことになるだろう。

働く者と地域の人々の出資で立ち上げ、その運営にみんなが携わる。法制化時代に「だれもが安心して集え、役割の持てる居場所を地域につくり出し、総合福祉拠点へと発展」させていきたいと思う。

■持続可能な地域をつくる 「みんなのうちに」を



■法制定を、人間的な社会の創造へ

衆議院で法案が可決した翌日（11月25日）の東京新聞で「協同労働は、地域の需要を踏まえ、自らやりがいを感じられる仕事をつくり、主体的に働ける仕組み。新型コロナウイルスの影響で廃業や雇い止めが相次ぐ中、多様な雇用機会の創出にもつながると期待される。後継者不在の中小企業を従業員が労働者協組を立ち上げて引き継いだり、意欲ある人が訪問介護や保育所運営を担いやすくなることも見込まれている」とその期待を語っていただいた。

この期待を、現実のものとする取り組みが求められている。

■反貧困ネットワーク・新型コロナ災害緊急アクションと連携して、しごと探し・しごとづくり相談交流会を開催

昨年12月12日、労協連本部で「コロナ禍で仕事と住まいを失う人が増え、生活保護にはつながることができるが、孤立して居場所がない、まっとうな仕事で働く場がない」との反貧困ネットワーク事務局長からの相談を受けて、「しごと探し・しごとづくり相談交流会」を共催で行った。相談者が7人参加し、業務紹介と相談に耳を傾けた。様々な困難を抱え、すぐさま就労に結びつくことが困難な人もいるが、継続してこの取り組みを開催していくことを確認（次回は3月6日予定）。

コロナ禍による貧困や孤立などの困難が進行する中で、人間らしく働きたいという人々の願いや思いに応える仕事おこしを、法を生かして当事者が主体者として立ち上がる契機となるようネットワークを形成しながら共に取り組んでいきたい。

労働者協同組合法 成立記念フォーラム



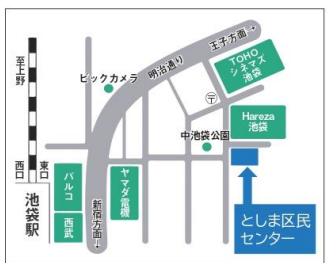
40年に渡る全国の仲間による労働者協同組合運動と事業
20年に及ぶ労働者協同組合法制化の取り組みが結実

開催日時

2021年1月25日(月) 10:30~16:30

開催場所

- ・としま区民センター8階多目的ホール
- ・Web参加(Zoom)



詳細は裏面をご覧ください →

労働者協同組合法成立記念フォーラム開催

歳晩の候、皆様方におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃より私たちワーカーズコープの事業と運動にご支援いただき、またこの間は「労働者協同組合法」法制化運動にも多大なるご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

ご報告が遅くなりましたが、2020年12月4日(金)第203回臨時国会にて、与野党・全会派の賛同を持って「労働者協同組合法」が成立し、同月11日(金)に公布されました。2年以内の施行となります。

40年に渡る全国の仲間による労働者協同組合運動と事業、また20年に及ぶ労働者協同組合法制化の取り組みが結実したことは、国会議員のみならずをはじめ、労働者協同組合・協同労働をご支援いただくすべてのみなさまのおかげであります。この場を借りて、改めて御礼申し上げます。

つきましては、下記の通り「労働者協同組合法」成立記念フォーラムをおこないます。コロナ禍という状況も配慮し、飲食など伴わない形になります。お忙しい中かと思いますが、ぜひご臨席(オンラインを含めて)を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。



日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会
理事長 古村伸宏

式次第

名称	「労働者協同組合法」成立記念フォーラム
日時	2021年1月25日(月) 10:30~16:30
場所	としま区民センター 多目的ホール(定員480名) 〒170-0013 東京都豊島区東池袋1丁目20-10(池袋駅 東口 徒歩7分)
内容	第1部(10:30~12:00)
	主催挨拶(日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 理事長 古村伸宏)
	来賓挨拶
	閉会挨拶(日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 名誉理事 永戸祐三)
	第2部(13:30~16:30)
	主催挨拶(日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 副理事長 山本幸司)
	講演 池上停京都大学名誉教授
	自治体首長などメッセージ
	既存の協同労働の現場、及び今後新たに協同労働に取り組む方々より報告
	閉会挨拶(日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 副理事長 田中幸子)

参加申し込み

参加申込み・当日のWEB参加は、こちらからお願いいたします。



<https://sites.google.com/view/kumiaihou/>
特設サイトに移動します。

締切日：

2021年1月15日

※年末年始のお忙しい中恐縮ですが、1月15日までに上記のサイトの申込みフォームから下記メールアドレスまで、出欠をお知らせください。

※尚、会場は密にならないよう半数以下の定員とさせていただきます。当日は検温や除菌などコロナ対策へのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

協同の力で誰もが輝く未来を創る
協同労働の協同組合
日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会

日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会 事務局(高成田・中野知)
〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタビル7階
電話 03-6907-8040 FAX03-6907-8041 メール rngukism@roukyou.gr.jp

持続可能で活力ある地域社会の実現へ

協同労働 よい仕事

研究交流全国集会 2021

～協同労働・よい仕事を地域へ、いのち輝く、希望ある社会に～

全体会 12:30-17:00

分散会 10:00-15:00

2.27(土)

2.28(日)



協同労働 新時代の幕開け
協同労働の法制化という奇跡が
40年の歴史と真実を確信に変えていく
「協同労働」と「よい仕事」を結び
いま、持続可能な地域づくりへ向かう



市民発の議員立法である「労働者協同組合法」は
2020年12月4日、第203回臨時国会に
おいて、全会一致で成立しました。労働者・市民自身
が主体となる協同労働運動新時代が始まります。

2.27(土)
全体会

● パネルディスカッション①②

「持続可能で活力ある地域社会の実現へ」
～協同労働・よい仕事を職場から地域へ、いのち輝く、希望ある社会に～

コメンテーター



宮崎 隆志さん
(北海道大学教授)



國信 綾希さん
(厚生労働省
社会・援護局地域福祉課)

2.28(日)
分散会

● 少人数の分散会

全国60ヶ所の協同労働・よい仕事の実践レポートをもとに
少人数の分散会でじっくり深めあいます

労働者協同組合法のポイント

基本
原理



出資



意見反映



事業従事

=

協同労働

この基本原理は「当事者主体」と「民主主義」を反映した内容となっています。

第1条
目的

多様な就労の
機会の創出



地域の多様な需要に
応じた事業を行う

=

持続可能で活力ある
地域社会の実現

目的は市民が主体的に、協同しながら働き、地域社会をよくしていくことです。

労働者協同組合法の成立

40年以上にわたる労働運動の新たな時代を拓く「労働者協同組合法」が、2020年12月4日、与野党・全会派の一致により成立し、同月11日に公布されました。

法の第1条「目的」にはこう書かれています。

「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状などを踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とすること」と。

この目的こそ、私たちが40年以上にわたって運動・事業の格闘を積み重ねてきた歴史そのものであり、大切にしてきた理念・原則にほかなりません。

開催趣旨

労働者協同組合が成立し、協同労働への社会的な期待と注目を浴びる中、地域では協同労働を、我が事として受けとめ、地域づくりや仕事おこしに向かう人々が登場しています。そして、法制化の活用に当たって政策検討に入る自治体・議会もあり、こうした変化にふれるほど、仲間が協同労働に対する自信と確信を高められる絶好の機会となっています。

私たちがこれまで格闘し、培ってきた協同労働を地域に持ち出し、利用者や住民に手渡し、当事者主体、市民主体のよい仕事と持続可能な地域づくりを本格的に深めていくにはどうしたらよいのか。

また、私たちは2020年1月に「気候非常事態宣言」を発し、この1年、自然エネルギーへの転換、自伐型林業や森の健康診断などの経験から森のようちえんへの可能性、人々の生存基盤である「農」を全国で広げる「小農・森林ワーカーズ全国ネットワーク」の立ち上げなどに取り組んできました。

2030年が未来への大分岐と言われる気候危機、コロナ禍にある今、ケアを基軸に、エネルギー・食と農など生を支える産業を発展させ、地域内で循環する経済システムを基本として、地域間のネットワークで補い合い、地域に定着した産業と雇用を生み出していく。そして、地域に暮らす住民が安心して働くことができ、自らが意思決定できる持続可能な地域社会を創造していくことが求められています。

これらの取り組みを持続可能な地域づくりのよい仕事としっかり位置づけさらに取り組むためにはどうしたらよいのか。

本集会では上記テーマを基に、初日は全体で学び合い、2日目は少人数の分散会にてみんなで協同労働・よい仕事を深め合います。

組合員一人ひとりが、協同労働・よい仕事とは何かについて、仲間と共に実践し、研究し、交流し合える場へ。そして、法制化時代を自らの手で切り拓いた40年余の歴史とその事実を確信にし、協同労働とよい仕事を結び、その価値を意味付け、地域・社会に発信する場にしていきたいと思います。

申込み方法



下記のURLか、右のQRコードより特設サイトにアクセスし、必要事項を入力
のうえ、申込み手続きをしてください。
※オンライン会議の参加入口も同じ特設
サイトからの参加となります。



<https://sites.google.com/view/2020goodjob2020/>

労働者協同組合の目的

組合員が出資し、それぞれの意見を反映して
組合の事業が行われ、組合員自らが事業に
従事することを「基本原理」とする組織。



問合せ

日本労働者協同組合 (ワーカーズコープ) 連合会

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタビル7階
TEL: 03-6907-8040 FAX: 03-6907-8041
E-mail: mgukism@roukyou.gr.jp
<https://jwcu.coop>

持続可能な
地域社会の実現へ！

主催：日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタビル7階 TEL: 03-6907-8040 FAX: 03-6907-8041

E-mail: mgukism@roukyou.gr.jp 【特設サイト】 <https://sites.google.com/view/2020goodjob2020/>

